（医務部及び医療部に置く課並びに所掌事務）

第二十二条　次の表の上欄に掲げる刑務所等の医務部及び医療部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
千葉刑務所　横浜刑務所　静岡刑務所　神戸刑務所　大分刑務所　川越少年刑務所	［略］	［略］
京都刑務所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患並びに内科系身体疾患の医療並びに薬剤に関すること。
	医療第二課	外科系身体疾患の医療に関すること。
札幌刑務所　宮城刑務所　府中刑務所　名古屋刑務所　大阪刑務所　広島刑務所　福岡刑務所　大阪拘置所	［略］	［略］

［項を削る。］

（医務課等の所掌事務）

第二十三条　次の表の上欄に掲げる医務部又は医療部（医療第一部及び医療第二部を含む。）の置かれていない刑務所等に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
旭川刑務所　帯広刑務所　網走刑務所　月形刑務所　青森刑務所　秋田刑務所　山形刑務所　福島刑務所　水戸刑務所　喜連川社会復帰促進センター　前橋刑務所　市原刑務所　新潟刑務所　甲府刑務所　長野刑務所　富山刑務所　金沢刑務所　福井	［略］	［略］

（医務部及び医療部に置く課並びに所掌事務）

第二十二条　次の表の上欄に掲げる刑務所等の医務部及び医療部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
千葉刑務所　横浜刑務所　静岡刑務所　京都刑務所　神戸刑務所　大分刑務所　川越少年刑務所	［同上］	［同上］

［項を加える。］

札幌刑務所　宮城刑務所　府中刑務所　名古屋刑務所　大阪刑務所　広島刑務所　福岡刑務所	［同上］	［同上］
大阪拘置所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患並びに内科系身体疾患の医療並びに薬剤に関すること。
	医療第二課	外科系身体疾患の医療に関すること。

［同上］

（医務課等の所掌事務）

第二十三条　次の表の上欄に掲げる医務部又は医療部（医療第一部及び医療第二部を含む。）の置かれていない刑務所等に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
旭川刑務所　帯広刑務所　網走刑務所　月形刑務所　青森刑務所　秋田刑務所　山形刑務所　福島刑務所　水戸刑務所　黒羽刑務所　喜連川社会復帰促進センター　前橋刑務所　市原刑務所　新潟刑務所　甲府刑務所　長野刑務所　富山刑務所　金沢	［同上］	［同上］